

商工中金からのお知らせ

SHOKO CHUKIN BANK



2019年10月28日

商 工 中 金

マネー・ローンダリング等防止方針の策定について

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（マネー・ローンダリング等）対策の重要性が近年高まっております。商工中金は、従来以上に金融機関に求められるマネー・ローンダリング等防止という社会的要請に対して関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネー・ローンダリング等への対策を進めています。

当金庫は、マネー・ローンダリング等の防止の取り組みを明確にするため、「マネー・ローンダリング等防止方針」を別紙のとおり策定し、公表しました。

既に預金規定の改定など、マネー・ローンダリング等の防止の取り組みを強化しており、お客さまにご協力いただいています。引き続き、お客さまにおかれましては、商工中金の取り組みをご理解いただき、ご協力いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

マネー・ローンダリング等防止方針

当金庫は、マネー・ローンダリング等（犯罪によって得た利益をその出どころや真の所有者を分からなくする行為、テロリスト等への資金供与を行う行為）を防止するために以下の取組みを行ってまいります。

1. (リスクベース・アプローチ)

当金庫は、直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減策を措置する「リスクベース・アプローチ」の考え方にに基づき、マネー・ローンダリング等防止に取り組みます。

2. (日常的なモニタリング)

当金庫は、業務内容に応じた社内規程や整備されたシステムによる日常的なモニタリングの結果、検知した疑わしい顧客や取引等に適切に対応し、関係官庁に対して速やかに届け出る態勢を構築します。

3. (組織態勢・責任者)

当金庫は、コンプライアンス統括部担当役員をマネー・ローンダリング等防止総責任者とし、コンプライアンス統括部をマネー・ローンダリング等防止の統轄部署とします。

4. (顧客の管理方針)

当金庫は、顧客情報や取引内容等の調査、確認を法令等に基づいて適切に行い、継続的な顧客管理を実施します。

5. (コルレス先の管理方針)

当金庫は、コルレス先（資金決済を行うための提携金融機関等）の情報を収集し、その評価を適切に行い、リスクに応じて適切な対応策を講じます。また、営業実態のない架空銀行（いわゆる「シェルバンク」）との関係は遮断します。

6. (従業員研修の方針)

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止に向けた取組みが適切に行われるよう、従業員への研修を継続的に実施します。

7. (内部監査の方針)

当金庫は、マネー・ローンダリング等防止の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の向上に取り組みます。